明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境三）　一
○原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学一）　二
○原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・経済産業一）　二
○原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・経済産業三）　二
〔省　令〕
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令（文部科学・経済産業四）　二
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（経済産業四二）　三
○原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令（同四三）　三
〔告　示〕
○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十二条第一号及び第二号の規定に基づく原子力損害賠償・廃炉等支援機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定した件（内閣府・文部科学・経済産業一）　四
〔公　告〕
諸事項　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人統計センター平成二十五年度財務諸表、独立行政法人国際協力機構一般勘定平成二十五事業年度決算、東日本高速道路株式会社工事開始、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五

府令・省令

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第三号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のとおり定める。

平成二十六年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五借方科目の項中「原子力損害賠償支援機構納付金収入」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入」に改め、同表貸方科目の項中「原子力損害賠償支援機構出資」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構出資」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後のエネルギー対策特別会計事務取扱規則の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、平成二十六年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

○内閣府令第一号
文部科学省令第一号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行に伴い、原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文

原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令の一部を改正する命令

原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令（平成二十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び人事に関する命令

第一条中「原子力損害賠償支援機構法（」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。」に改める。

第三条の見出し並びに同条第一号及び第二号中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。